

令和3年2月8日

各指定障がい者支援施設 管理者様
各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定障がい福祉サービス事業所 管理者様
各指定一般相談支援事業所 管理者様
各指定特定相談支援事業所 管理者様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様
各移動支援事業所 管理者様
各地域活動支援センター 施設長様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

緊急事態宣言の延長に伴う障がい福祉サービス等事業所の対応について

平素は、本市福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染防止のため、日々、適切な支援に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和3年2月2日、政府の新型インフルエンザ等対策本部において、緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年3月7日まで延長されました。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、速やかに緊急事態を解除することとされたところです。

つきましては、今般の緊急事態宣言の延長に伴い、改めて大阪府より「緊急事態宣言の延長に伴う障がい福祉サービス等事業の継続について」（令和3年2月2日付障企第2477号大阪府福祉部障がい福祉室長）が発出されましたので周知いたします。

本通知は、令和3年1月15日付本市事務連絡同様、障がい福祉サービス等事業所に対して、事業の継続を要請するものとされており、障がい福祉サービス等事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスを継続的に提供していただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、厚生労働省や大阪府、大阪市のホームページを適宜確認していただきますようお願いいたします。

○添付資料

- ・【大阪府通知】緊急事態宣言の延長に伴う障がい福祉サービス等事業の継続について（令和3年2月2日付）
- ・【厚生労働省事務連絡】緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について（令和3年1月7日付）

- ・【本市事務連絡】緊急事態宣言発令に伴う障がい福祉サービス等事業所の対応について
(令和3年1月15日付)

○参考（新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ）

- ・大阪市ホームページ
<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>
- ・新型コロナウイルス感染症への対応等についてホームページ（大阪市福祉局障がい者施策部）※各種事務連絡掲載
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>
- ・厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・大阪府ホームページ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel：06-6208-8071 Fax：06-6202-6962

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6527 Fax：06-6241-6608